

議案第百四号

三朝町議事事務局設置条例設定につづく  
三朝町議事事務局設置条例を別紙の通り制定す  
るものとす

昭和三十三年六月五日提出

提出者 三朝町議會議員 岩山初蔵  
賛成者 岸田音一  
大野藤三

原案可決

大橋一男

昭和卅三年六月廿七日

提案理由

東伯郡三朝町議會議長加藤幸太郎

地方自治の本旨と議事會使命の重要性にかんがみ  
町村議事會の活動を能率化し、本来の機能を盡



議案第百四号 議事事務局設置条例を制定す

することが最も重要な事項であると考えられるの  
で、地方自治法第百三十八条第二項の規定に基き  
三朝町議会に事務局を設置しようとするもの  
である。

昭和三十三年三朝町条例第 号

三朝町議会事務局設置条例

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百三十八条、  
第二項の規定に基き三朝町議会に事務局を置  
く。

附 則

この条例は公布の日から施行する